令和5年度 静岡県公衆浴場入浴料金協議会

- 1 日 時 令和5年9月1日(金) 午後2時から3時まで
- 2 場 所 県庁別館7階第4会議室B (静岡市葵区追手町9-6)
- 3 出 席 者
 - (1) 委員 7人

栗原委員(議長)、植松委員、塩野委員、鎌野委員、 杉山委員、中川委員、吉川委員

(2) 事務局 6人

生活衛生局長、衛生課長、同技監、同課長代理兼生活衛生班長、 専門主査、担当主事

4 審議の結果

公衆浴場入用料金統制額の改定案について、異議なく答申された。

5 議 事 録

【事務局(課長)】 それでは本日は大変お忙しい中、またこの猛暑の中皆様にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただいまから静岡県公衆浴場入浴料金協議会を開催いたします。

本日の司会進行を務めます、衛生課の太田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、まず会議に先立ちまして漆畑生活衛生局長から御挨拶を申し上げます。

【生活衛生局長】 生活衛生局長の漆畑でございます。本日は、委員の皆様にはお忙しいところ、本協議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より、本県公衆衛生行政の推進につきまして御理解と御協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、公衆浴場法における公衆浴場いわゆる銭湯は、自家風呂を持たない方々にとって日常生活に欠くことのできない施設でありますが、自家風呂の普及などにより施設は減少を続け、本県においては現在10施設となっております。

公衆浴場の入浴料金は、国の物価統制令に基づき、統制額の指定が規定されてお り、その価格は知事が公衆浴場経営実態調査を行い、本会議でございます公衆浴場入 浴料金協議会の御意見を伺った上で、適正な入浴料金最高統制額の指定を行うことと なっております。

現在の統制額につきましては、令和元年10月1日から施行されているものでございます。既にこの改定から3年以上が経過し、またこの間、新型コロナウイルス感染症への対応や国際情勢の緊迫など、大きく社会経済状況が変化しておりますことから、新たな入浴料金の最高統制額の指定を目的に本協議会を開催することといたしました。皆様には、今後の適正な公衆浴場入浴料金の最高統制額について御審議いただき、御意見を伺いたいと思います。

また、新たな指定になれば、施行は来月 10 月 1 日を目標としております。本日はどうぞよろしく御審議のほどお願いいたします。

【事務局(課長)】 それでは、初めに本日の会議の出席状況につきまして御説明を申し上げます。本日9名中7名の委員の皆様に御出席をいただいております。協議会規程第5条第2項の規定により本協議会が成立しておりますことを御報告いたします。

次に、委員の皆様方を御紹介させていただきます。

まず、学識経験者として、公益財団法人静岡県生活衛生営業指導センター専務理事の植松政人委員でございます。

【植松委員】 よろしくお願いいたします。

【事務局 (課長)】 株式会社静岡新聞社編集局経済部長の栗原広樹委員でございます。

【栗原委員】 栗原です。よろしくお願いします。

【事務局(課長)】 一般財団法人静岡経済研究所リサーチアドバイザーの塩野敏晴委員でございます。

【塩野委員】 塩野です。よろしくお願いします。

【事務局(課長)】 続きまして、住民の意見を代表する方々といたしまして、一般社団 法人静岡県地域女性団体連絡協議会副会長の鎌野順子委員でございます。

【鎌野委員】 鎌野です。よろしくお願いします。

【事務局(課長)】 静岡県民生委員児童委員協議会副会長の杉山茂委員でございます。

【杉山委員】 杉山でございます。よろしくお願いします。

【事務局(課長)】 静岡県消費者団体連盟副会長の中川教子委員でございます。

【中川委員】 中川です。よろしくお願いいたします。

【事務局(課長)】 最後に、業者、業界の意見を代表する方といたしまして、静岡県公 衆浴場業生活衛生同業組合の吉川隆之委員でございます。

【吉川委員】 吉川と申します。どうぞよろしくお願いします。

【事務局(課長)】 なお、理事長の小長井正委員、理事の大隅雅司委員は本日欠席となります。ご了承ください。

続きまして協議会規程第4条第1項の規定に基づき、会長の選出をお願いします。 会長の選出につきましては、委員の互選となっております。会議の簡素化のため、事 務局が会長の選任事務を進行させていただきます。どなたか推薦をしていただけない でしょうか。

【植松委員】 栗原委員はどうでしょうか。

【事務局(課長)】 ありがとうございます。ただいま、植松委員の方から栗原委員を会長にとの御推薦ございましたが、皆様いかがでしょうか。

御異議ないようですので、栗原委員に会長をお願いしたいと思います。栗原会長に おかれましては、会長席へお移りください。

それでは、協議会規程第5条第1項により、会長が議長を務めることとなっておりますので、これ以降の議事進行につきましては栗原会長にお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【栗原会長】 静岡新聞栗原と申します。よろしくお願いします。議事に先立ちまして 一言御挨拶申し上げます。

この度、皆様方の御推挙によりまして県公衆浴場入浴料金協議会の会長を務めることとなりました。この協議会は、4年ぶりに設置されたということでありますが、本日は皆様方の御協力をいただいて、円滑な審議が行われますよう努めてまいりたいと存じます。よろしくお願い申し上げ御挨拶とさせていただきます。

では、議事のほうを進めたいと思います。それでは、令和5年8月21日付けで県知事から、本協議会に諮問のありました県公衆浴場入浴料金統制額の改定について、審議を始めます。なお答申につきましては、本日中に取りまとめたいと思いますので皆様の御協力をお願いします。

最初に資料に沿って公衆浴場の入浴料金と、公衆浴場の現状などについて事務局から御説明をよろしくお願いします。

【事務局(主事)】 衛生課の吉田と申します。私の方から御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

前の大型ディスプレイのスライドを御覧ください。

事務局より公衆浴場の入浴料金の指定の仕組み、公衆浴場の現状及び入浴料金統制額の改定案について御説明いたします。お配りしました議案書並びに参考資料とあわせまして、スライドの方を使って御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

まずここでいう公衆浴場、銭湯の法律上の位置づけについて御説明いたします。公 衆浴場法において、公衆浴場とは温湯、潮湯または温泉その他を使用して公衆を入浴 させる施設と定義されています。

その中で、営業に当たり、公衆浴場法という法律による許可を必要とするものと、 許可を必要としないものがあります。老人福祉施設の浴場など、他の法令で設置され たものは、公衆浴場法による許可を必要としませんが、本日議題になっております、 いわゆる銭湯は、公衆浴場法による許可が必要な施設になります。 さらに、県の公衆浴場法施行条例では、許可を必要とする公衆浴場を大きく分けて、一般公衆浴場とその他の公衆浴場に分類しております。

銭湯は一般公衆浴場として位置づけられており、スーパー銭湯などはその他の公衆 浴場ということになります。

この一般公衆浴場は、地域住民の日常生活において、保健衛生上必要なものとされており、利用者の日常生活への影響があるということから、設置する場合の距離の規制ですとか、本日の議題の入浴料金も物価統制令による料金規制の対象とされています。物価統制令では、価格の高騰の恐れがある場合や、安全確保が必要とされるものを対象として統制額を指定することとなっており、この統制額が料金の上限価格になります。

さらに、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令におきまして、統制額として指定される銭湯の入浴料金は、12歳以上、6歳以上 12歳未満と、6歳未満の三つの区分とされています。また、この省令の中で、入浴料金の統制額は、都道府県知事が指定するものとされています。

本日の議題の統制額は、あくまで入浴料金の上限額という位置づけになっており、 国からの通知において、統制額以下の入浴料金まで規制するものではないと示されて おります。したがいまして、あくまで上限額であって、この上限の中でそれぞれの銭 湯において価格を設定することができるという形になっております。後ほど御説明い たしますが、実際に県内の銭湯でも、統制額より低い料金設定で営業されている施設 もあります。

ただそういった形で、上限とはいえ価格統制がされており、自由に価格設定ができないということになりますので、営業していく上で大きな規制があるといえます。

規制がある一方で、公衆浴場の確保についての法律もあります。公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律では、国及び地方公共団体の責務として、公衆浴場の経営の安定を図るなどにより、住民の公衆浴場の利用の機会の確保に努めなければならないとされています。そのため、銭湯がある県内の市町では、銭湯に対する固定資産税の減免などがなされています。スライドの表ですが、こちらの措置を一覧にした表になります。市町により内容が異なりますが、固定資産税の減免の他、銭湯を対象として、水道料ですとか都市計画税の減免を制度化しているところがあります。

また、県は政令市を除く市町と協力して、設備の更新などに対する補助を行っております。

続きまして、銭湯の入浴料金上限額の改定について、本日議題とさせていただく背景についてです。本県では、昭和38年以降、現在までに28回統制額の改定が行われており、現在の統制額は、令和元年10月に改正施行されております。

前回、令和元年10月に施行されてから既に3年以上が経過しておりまして、社会経済状況が変化してきており、全国的に見ても近年は多くの自治体において改定の動き

が見られるということもあり、改正を検討しているものです。

また、統制額の改定を行う場合は、銭湯の経営の実態調査を行い、協議会を設置して、その意見を改正に反映することとなっております。今回の改定検討にあたりましては、本年4月に公衆浴場経営実態調査を、また3月から4月にかけまして、各銭湯の利用者へのアンケートを行いました。さらに、本日、入浴料金協議会を開催させていただき、この協議会での御意見を反映させた上で、その結果によっては10月1日から新たな入浴料金統制額の指定を行う予定としております。

ここからは、銭湯の現状について御説明いたします。引き続き、スライドを御覧ください。

こちらは令和3年度末の全国の都道府県別の銭湯の件数のグラフになります。最も件数が多いのが東京都で482件。次いで大阪の428件、青森県の281件、鹿児島県の261件と続いております。逆に、銭湯の件数が少ない県ですが、山形県が0件、佐賀県が1件となっております。本県は、令和3年度末時点では11件で、少ない方から9番目となっております。全国では、その時点で3120件となっておりますが、平成30年度は3729件。さらにその10年前の平成20年時点では6009件。さらに20年前の平成10年時点では902件でしたので、6割以上銭湯が減少したことになります。都道府県により多少の程度の差はあるものの、減少傾向は全国的なものとなっております。

続いて、全国の入浴料金の状況についてです。議案書をお開きいただきまして、議案書の5ページにあります表1、令和5年8月1日時点の全国の状況を一覧にしたものが、御覧いただいているスライドになりますが、全国の大人の統制額の一覧になります。本年8月1日現在で大人の統制額の最高額は東京都になりまして、こちらが520円。次いで、神奈川県、岐阜県、愛知県が500円。最低額は佐賀県の280円であります。最も多いのは本県を含む450円の10件、次いで480円の9件となっております。本県より高い統制額としている都道府県が22、逆に低い統制額を指定している県が15件ということになりますので、大人の料金に関しましては、全国的に見ると、現状本県は若干低めの統制額になっていると考えております。

また、議案書の御覧いただいている表ですが、左側の欄が、令和4年4月1日時点の分布、右側が令和5年8月1日時点の分布となっております。議案書の5ページ表の下の丸印にも記載されておりますが、令和4年度以降に29の都道府県で平均37円の料金改定が行われており、さらに令和4年4月1日時点で、本県と同じ450円だったのが13道府県ですがそのうちの9県が、令和4年度以降に料金を改定しており、矢印で表記しておりますが、改定のあった9県全てが480円または490円となっております。このことからも、近年、全国的に料金改定が実施されているということが読み取れます。

参考に、次のスライド、こちらが全国の中人の入浴料金の一覧になります。大人の料金ほど、全国的に低めでなく、200円のグループの次に高い額となっております。こ

ちらは人口順位と近い状況にあるかと考えます。

続いて、小人の入浴料金の一覧です。中人と同じく、全国的に低めではなく、こちらも高いグループから2番目に位置しております。こちらも先ほどと同様、人口の順位などと近い順状況にあります。

次に静岡県の現状について御説明いたします。議案書に戻っていただきまして、6ページの表から抽出したものが、御覧いただいているスライドになりまして、本県の統制額の推移になります。昭和52年から平成10年まで、ほぼ2、3年の間隔で大人料金については、20円から40円の幅で引き上げられ、その後は平成17年に20円、平成26年に40円。令和元年に50円引き上げられて、現在は450円となっております。中人については、昭和52年から昭和61年まで、毎回10円の幅で引き上げられ、その後は平成6年、平成17年、平成26年、令和元年にそれぞれ20円引き上げられております。小人については、昭和61年、平成6年、平成17年、平成26年、令和元年にそれぞれ10円ずつ引き上げられました。原油価格の高騰があった平成20年も、統制額の改定が検討されましたが、業界から営業努力により、料金据え置きの意向があり、改定を行わなかったとのことです。次のスライドが、本県の入浴料金統制額の推移をグラフにしたものになります。

続いて、議案書に戻っていただきまして、6ページの真ん中の表3、本県における公衆浴場施設数、こちらの推移をグラフ化したものが、御覧いただいているスライドになります。こちらは各年度末の数字を記載しており、令和5年度に関しては、令和5年8月末現在の数字を記載しております。公衆浴場のピークは、スライドにはありませんが、昭和36年に319施設ありましたが、その35年後の平成7年度末には7分の1の45施設に激減し、平成26年度末には12施設、さらに令和5年8月末現在では10施設となり、そのうちの1施設は休業中と現在なっております。こちらは、生活水準が向上して、家のお風呂が急速に普及したことが主な原因と考えられます。

議案書の方、6ページの下にあります表4になりますが、こちらは市町別の公衆浴場数になります。これを地図にしたものが、次のスライドになります。赤丸で表示されたものが、現在も営業中の施設で、こちらが9施設。白丸のものが5月に廃業した施設で1施設、三角で表示しております施設が現在休業中の施設となっております。これら県内の実施施設の現状の料金が、次のスライドになります。

先ほど統制額の説明で申し上げましたが、統制額はあくまで入浴料金の上限額となりますので、施設によって上限額以下で設定されている施設もあります。以上が銭湯の現状の説明となります。

次に、今回の統制額の改定の検討にあたり、各公衆浴場の経営者の方に御協力いただいた経営実態調査と、それらの施設の利用者の方にお願いしたアンケート調査の結果について、簡単に御説明いたします。

まず経営実態調査の結果についてです。こちらは令和5年4月時点の調査ですの

で、休業中である1施設を除く10施設からの回答に基づくものとなります。

参考資料3ページをお開きください。こちらの表1になりますが、1施設当たりの 1日の平均入浴者数で、今年4月の調査では、大人が36人。中人が2.3人、小人は 0.8人となっております。

年による変化を見ますと、多少の増減はあるものの、大きな推移としまして、例えば平成2年からの推移を見ていただいても、減少傾向にあるといえます。次に、参考資料の3ページ、表2ですが、こちらが1施設当たりの従業者数の状況になります。今年の調査では、1人が1施設、2人が6施設、3人が2施設、4人が1施設となっており、経営者を含めた従業者数の平均は2.3人で、いずれも小規模な人数で営業されていると言えます。

参考資料の4ページに行きまして、こちらの表3が従業者の内訳となっております。10施設で計23人の従業者数で、うち雇用従業者は、2人のみです。ほとんどの施設が経営者とそのご家族で経営されているという状況です。また、経営者の平均年齢が78.7歳ということで、経営者の高齢化も徐々に進んでおります。

同じページの表4の専業、兼業の状況ですが、専業が4、兼業が6となっており、 専業兼業ともに、公衆浴場の人件費を大幅に抑制している施設が多く見られました。 表5の休業日数についてですが、平均294日で、週2日の休みで営業が4、月に5 日あるいは3日の休みでの営業が2施設となっております。平均しますと、週に一回

参考資料の5ページの表6になりますが、平均の営業時間は約7時間となっており、8時間以上の施設も4施設ございました。これらの結果から、経営者の高齢化が進む中、ほぼ家族だけで経営され、1日当たり約7時間の労働時間で、休みも週1日ほどという現状が見えます。

休業日があるかどうかということになります。

次に、参考資料5ページの表7の主要燃料についてですが、重油を使った施設が3 施設、廃油を使った施設が4施設、温泉を使用している施設が3施設となっております。

表8にあります使用浴用水については、井戸水のみが4施設と最も多くなっております。

続きまして、参考資料の6ページにあります表9経営上の問題についてです。こちらは複数回答いただいたものを表にいたしました。10施設中8施設で、経費の増加であったり、施設の老朽化設備の老朽化といったところを挙げていただいています。

また、今後の経営についての御意向について伺ったところ、下の表 10 のとおり、今後も続けていくとの回答が 10 施設中 6 施設、転廃業の方針および判断しかねるとの回答が 4 施設という結果でした。入浴客が減少する中で、施設設備の老朽化、さらに営業者の高齢化、経費の増加など、様々な経営上の問題を抱える中で、経営環境は厳しいものとなっておりますが、半数以上の業者が、今後も継続して、経営するという回

答となっております。

次に、銭湯の収支の状況ですが、こちらは議案書に戻っていただきまして、議案書の7ページにあります表5のものを抜粋したものが、お示ししているスライドになります。経営実態調査から8施設を対象とし、それらの平均値を算出した表になります。算出結果として年間収入の平均が609万6900円。支出の平均が675万2575円です。収支の差引額の平均がマイナス65万5675円となります。個別の銭湯の収支を見ますと、8施設のうち3施設は赤字となっており、また、黒字の施設でも、経営者本人や御家族の従業者の人件費を調整されて、収支の均衡を調整されているという実態があります。

また、年間支出額を大人に換算した年間入浴者数として、利用者1人当たりにかかる平均的なコストを算出しましたところ、486円となっており、現在の統制額である450円を上回る結果となりました。

再び参考資料に戻っていただきまして、参考資料の7ページ表 11 に、経営実態調査での各経営者からの御意見を記載しております。スライドに代表的な御意見を抜粋しましたので御紹介いたします。

まずは料金関係についてですが、水道光熱費等の値上げが厳しく料金の改定なしには経営を維持できないといった声などが挙げられました。その他、設備の老朽化等による経費の増加や、固定客の高齢化による利用者の減少といった声、また、後継者がいないことによる将来への不安等が挙げられました。設備につきましては、スライドに表示されておりますが、こちらは補助金を使って、修理していただいた際の写真となります。このように高温多湿の環境で長時間稼働させるため、長く使っているとどうしても劣化や故障をしてしまうという点があります。こちらも同様に、ろ過装置であったり、窓等も劣化してしまうことがあるようです。

次に、参考資料の8ページと9ページにまいります。本年の3月から4月にかけて、銭湯の利用者を対象にアンケートを行い、その利用状況等を調査した結果について概要を御説明いたします。

グラフ1では、利用者の性別が男性が約6割となっておりました。

続いてグラフ2ですが、利用者は高齢者が多く、60歳以上が5割強、50歳以上ですと7割以上を占めています。

また、自家風呂の有無を聞いたところ、グラフ3のとおり、利用者の8割以上は自家風呂があるということとなっております。利用者の多くは、必ずしも自家風呂がないため利用している、という方ではないということがわかります。

参考資料の9ページになりますが、こちらはグラフ4、利用状況、利用する頻度となりますが、週4日以上利用する方が3割弱だった一方で、定期的ではなく、たまに利用する方が約1割となっております。

こちらは値上げした場合の利用回数について、利用者の方に伺った結果ですが、グ

ラフ5になります。7割以上の方がどの程度利用すると答えた一方、利用回数を減らすと答えた方は約13%でした。

さらに、グラフ6になりますが、先ほどの値上げした場合の利用回数について同程 度利用すると答えた方、先ほどの7割の方に、値上げ幅を質問しましたところ、20円 から40円まで32%で、それより値上げしても同程度利用すると回答された方も多くい らっしゃいました。利用者の方は、値上げに対してある程度許容されているというこ とが、ここからわかります。

以上が銭湯の現状についての説明となります。

次に、統制額の改定案について御説明いたします。議案書の2ページを御覧ください。ここまで銭湯の現状を様々な角度から見てまいりましたが、入浴客が減少し、施設や設備が老朽化する中で、令和元年の前回料金改定以降、3年以上が経過し、大きく社会情勢が変化してきていることなのか、新たに最高統制額を指定する必要があると考え、大人料金を現行の450円から40円引き上げて490円中人料金を180円から200円。小人料金を90円から100円に改定することを提案いたします。

算出の根拠につきましては、議案書の3ページをご覧ください。先ほど議案書の7ページでご説明しましたとおり、現在1人当たりの平均的なコストを算出しましたところ、486円となります。

さらに、令和4年度以降、他県の料金改定の状況より、料金を改定した平均改定幅は37円であることなどを考慮し、現状のコストである486円、こちらを四捨五入した490円と算出しております。

また、中人、小人につきましては、現在の統制額に今回の大人の上昇率を乗じて算出しており、中人で20円引き上げ200円に、承認で10円引き上げて100円に改定したいと考えております。

先ほどの御説明の中でもお話しましたが、経営事態調査および利用者アンケートの中で、料金の改定についても質問しております。経営者のアンケート調査では、半数近くの方が料金改定の希望をされており、また、利用者アンケートからも 40 円を超える値上げでも同程度利用すると回答された方は半数以上いらっしゃるということで、経営者、利用者ともに御理解を得られるのではないかと考えております。

事務局としましては、経営実態調査などを通して、銭湯の経営環境の厳しさを感じるとともに、利用者側も、現在ある地元の銭湯が廃業するようなことになっては困るるのではないかということを考えた結果、少なくとも現在のコストに見合った金額を改定案として提案いたしました。

最後に、少しお話は変わりますが、物価統制令の適用を受ける銭湯へ、昨今の物価 高騰対策として、支援金を交付させていただきました。昨年12月に、令和4年4月か ら令和5年3月の1年分、今年の6月に令和5年4月から9月末までの半年分という ことで支援をさせていただいております。 以上参考までにこちらを説明させていただきました。以上で事務局からの説明を終 了いたします。

【栗原会長】 はい、ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました が、委員の皆様から御意見、御質問をお願いします。吉川委員。

【吉川委員】 吉川と申します。経営する立場ということで、ちょっとお話させていた だきたいと思います。

銭湯というのは、1人で生活をされてるおじいちゃんおばあちゃんが一番早く来られて、楽しんでいかれます。その銭湯の30、40分というのは、お互いに話すことで、安否情報の確認という意味もあったりします。スーパー銭湯のように、ゆっくり休むところはありませんが、その一瞬の30分40分が楽しみで来られるというところがあります。

確かに跡継ぎがいないっていうのもあり、それにはとても苦しい経営状況というのがあって、跡を継げともなかなか言えず、じゃあ自分の代だけでやっていこうかっていう経営者が多いと思いますから、先ほどありました平均年齢78歳ですかね、これは現実ではあります。だからといってこれから銭湯をなくしていいのかと思っています。要支援者とかいろんな方々が頼るところを作る意味では、自分は大事だと思ってるものですから。そのような状況があると思ってます。

段々と時代が厳しくなってくるわけですけども、これまで組合員が減らない方法もあったんじゃないかって自分でも思っています。昔は35人ぐらいの理事もいたりしたので、最低でも50とか70とかもっといたかもしれないんです。それを甘んじてきて、ちゃんと事務局の方々とか、県の方々といろんな情報交流をして来なかったっていうのが、我々の失敗じゃないかなとは思ってます。それによってもっと経営も助かったじゃないかとも思ってます。先ほどありましたけども、修理代が最高額で150万まで、県から4分の1、市によってですけれども富士市の場合は半額出るんですけども、他の市は出ないんですね。でも75万円の修理代を出すっていったら、なかなか出ないから、結局は老朽化しちゃうんですよね。そうするとやっていけない。それはやはりこれからも維持するために、今日は料金の話なのでちょっと話がずれちゃいますけど、そういうのもやっぱりやっていかなきゃいけないなとは思ってました。

450 円を 490 円にという話は、もうそれに対しては異論はないとは思ってますが、現実、今、1 円玉、5 円玉がなくなってまして、使い道がなくなっています。しかも 10 円玉がなかなか今、使いづらいところもある。そうすると、お釣りを用意するよりも 500 円玉、100 円玉 5 枚っていう方が出しやすいところがありまして、できれば 500 円 のほうが言いやすいし、使いやすいやすいってところです。また経営者のほうもいろいろあってやはり 10 円ずつっていうのはなかなか厳しいとかと思ってます。

うちも近所のおばあちゃんに来てもらって、計算することによって頭の体操にもなって、長生きにつながっていると思っています。だけど、そのときに 10 円のやりとり

をするよりも、早く入って早く帰りたいという人もいる。そうすると 500 円という数字がいいんじゃないかなと思ってます。

経営状況はどうかというと、うちの施設ではA重油を使っていますが、一時は35円ぐらい、5年前ぐらいは50円前後でしたね。それが今は98円から99円。燃料会社に確認したところ、もう100円行くから覚悟してとのことでした。

あと水道。データを見させていただいてありがとうございます。富士市の場合はこの上下水道は補助がないんですよね。水道代、これが高い。そして電気代も高いんです。うちの場合は、正直全部赤字です。兼業してるものですから、まだなんとかやってますけど、とても厳しいところもあると思う。

現状を話しましたけれども、いろいろな御意見をまた皆さんから聞かせていただい て、組合員にフィードバックできればと思ってますので、今日はよろしくお願いしま す。

【栗原会長】 ありがとうございました。その他御意見はどうでしょう。

事務局案のほか、吉川委員の方から大人の料金をさらに 10 円引き上げて 500 円という提案があったので、どちらがいいかっていうことだと思いますが、事務局案と吉川 委員の御提案の方を両方お諮りするという形で、多数の方を採用するという形でよろしいでしょうか。

異議が無いようですので、まずは、吉川委員の方から御提案があった大人現行 450 円を 50 円引き上げて 500 円、中人については、現行の 180 円を 20 円引き上げて 200 円、小人については現行の 90 円を 10 円引き上げて 100 円という改定案が妥当という御意見がありましたが、こちらに御賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手者なし)

ではもう一方の事務局案についてお諮りします。大人については現行の 450 円を 40 円引き上げて 490 円に、中人については現行の 180 円に 20 円引き上げて 200 円、小人については現行の 90 円を 10 円引き上げて 100 円。これに改定するという形で、御賛成の方は挙手をお願いします。中川委員、どうぞ。

【中川委員】 500円というのがすごく高く感じて。10円のお釣りをもらった方が、お客さんにとってはお得感があるのかなと。

初めてこういう参考書類見させていただいて、本当に経営者の方、よくやってらっしゃると、つくづく大変な経営だなと思いながら数字を拝見し感心いたしました。今回金額を決めてもその上限額ということで、各施設違いますよね。なんか熱海の方はちょっと安かったりとか、温泉を使ってるからなんでしょうか。地域性で、周りにお風呂のない家が集まっている地域に浴場がある方は、ちょっと安くてもやっていけるでしょうけど、持ち家でお風呂があって、たまに寒いからちょっと大きなお風呂で温まりたいなとか、そういう常連客じゃない人が使うところでは、やっぱりちょっと経営が大変だと思うんですよ。

上限額っていうことなので、あとは経営者の方の裁量というか、ちょっと高いなと思うようなお客さんが結構いっぱいいるようだとちょっと下げて頑張るとか。上限額については500円をぽんと出してというのも良いし、10円のお得感があるほうもいいなということで、ちょっと迷ってしまいました。

【鎌野委員】 1人当たりの支出でいくと 486 円で、490 円妥当だと思うんですけれど、吉川委員がおっしゃいました、作業上の観点からいくと 500 円の方がキリが良くてっていう感じなんですけれど。どうなんでしょうか。

あと 10 円の分を、何かサービスっていうかそんな形でお返しできるようなことがあれば、500 円も致し方ないんじゃないかなと思ったりもするんですけれど、消費者としたらやっぱり 490 円の方がいいかなと思ったり、今迷ってます。

【吉川委員】 今銀行行くと、両替できないんですよね。うちは1円や5円がまだ残ってまして、これは赤い羽根募金等にあげるしかない。あれをまとめて銀行に持っていっても逆に手数料を払うんですよね。

【鎌野委員】 釣り銭の支度するにも 49 枚までは手数料いらないんですが、50 枚からかかってしまうんですよね。

【栗原会長】 そのお釣りのハンドリングコストを経営者さんがどうお考えになられる かということだと思いますので、となれば、上限額としては、キリのいいところにしておいて、10円の差額を設定するかどうかっていう判断を経営者の方々にお預けする っていう方法もあるかと思いますよね。

490 円っていう事務局案に関してだと、1人当たりの支出額との金額の差が4円しかありませんので、そこから考えれば、わずか10円ですけれども、上限額に余裕を持たせて、あとは経営者の方々の御判断にお任せするっていうことでもよろしいかと思いますし。あくまで上限額をいくらにするかっていう話ですので、もう1回皆さんに吉川委員の500円っていう形での提案も受けて、それが過半数以上取れれば、500円の線でっていうことで、お諮りしたいと思いますがよろしいでしょうか。

意見が無いようですので、それではお諮りします。中人小人の金額は事務局案どおり、大人については現状の 450 円を 50 円引き上げて、500 円にすることで御賛成いただける方は挙手をお願いします。

(挙手者なし)

【中川委員】 かなりギリギリの金額かなとは思います。

【栗原会長】 それでは、もう一度その事務局案の方でお諮りするということでよろしいでしょうか。

異議が無いようですので、事務局側の方の現行の 450 円を 40 円引き上げて 490 円という案が適正だとお考えになる方は挙手をお願いします。

過半数の挙手がありましたので、事務局案をそのまま改定額ということで決定させていただきます。それでは次に知事への答申の文案についてお諮りします。試案を配

りますので御意見をお願いします。

先ほど事務局の方から御説明いただいたとおり、10月1日施行とのことですが、今 審議いただいている内容について御意見があれば発言して下さい。

では御意見ないようですので、これを答申書とし、後ほど知事の代理であります漆畑生活衛生局長に手渡すこととさせていただきます。最後に何か御意見、御要望があれば確認しますが、よろしいでしょう。

御意見はないということで、それでは以上をもちまして本日の審議は終了といたします。県においては本日、各委員から出された御意見等を今後の公衆浴場行政に反映していただくようお願い申し上げます。各委員の皆様におかれましては、御審議ありがとうございました。

これで県公衆浴場入浴料金協議会を終了します。それでは事務局にお返しします。

【事務局(課長)】 栗原会長、長時間にわたり丁寧な御審議ありがとうございました。

【生活衛生局長】 1点だけ補足です。500円と490円と、いろいろ立場がありました。 今回改正後4年ですけど、別にそれは要望が出れば1年でも改正できますので、また 来年、例えば協議会を開催することもできます。これでずっと永遠ってことではござ いませんので、それだけ一点お伝えします。

【事務局(課長)】 とりあえず今回の協議会では490円ということで、今後、社会情勢や組合からの要望等きちんとくみ取って進めていきたいと思います。

本日は長時間にわたり御審議いただき、誠にありがとうございました。以上をもちまして、静岡県公衆浴場入浴料金協議会を閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。